

# 暮らしを支える税

11月11日(水)から17日(火)までは、「税を考える週間」です。多くの公共サービスは、税金に支えられています。社会保険、福祉、教育や老人介護などのサービスや道路建設、上下水道、防災環境の整備といった公共事業により、快適な暮らしを営むことができます。ここでは、市の重要な財源である市税などについて紹介します。



このように、これらの手続きのため、所得証明書の必要な方は、市民税が課税されない方も、毎年必ず、所得の申告をする必要があります。

＊障害がある方については身体障害者手帳など、障害の程度を証明できる書類が、介護認定を受けている心身に障害がある方は、障害控除対象認定書(本庁2階高齢・障害福祉課で発行)でも障害者控除が受けられます。

## ◎農業所得の収支計算

水稻を含む農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で申告を行います。出荷伝票や納品書の控えなど収入金額が分かる書類と、請求書や領収書など必要経費が分かる書類を保存し、それらをノートなどに記帳・集計して、所得が分かるようにしてください。

## ◎寄附金控除

共同募金会・日本赤十字社・都道府県または市区町村が条例により指定した寄附金は、申請することにより、5000円を超える部分について、個人住民税所得割の1割を限度として控除することができます。

## ◎年金からの特別徴収開始

4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得

に係る市民税の納税義務のある方は、10月支給分の年金から、引き落とし(特別徴収)が開始されました。

ただし、市外への転出、税額変更、年金の支給停止などが発生した場合は、年金からの引き落としは中止となり、普通徴収(個人納付)となります。

## ◎国民健康保険税



### ◎あなたの共済制度

国民健康保険事業は、みんなが国民健康保険税を負担し、病気のやけなどの治療費に備える相互扶助制度です。国民健康保険税は、国民健康保険事業の大事な運用資金となっています。わたしたちは、社会保険や国民健康保険のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

### ◎保険の加入・脱退は

#### 早めに手続きを!

社会保険の資格がなくなり、国民健康保険に加入するとき、または社会保険に加入し、国民健康保険を脱退するときは、14日以内に本庁市民課または各支所市民生活課へ届け出てください。

また、国民健康保険税は、届出の日からでなく、社会保険の資格がなくなった日や、転入

日から課税されます。届け出が遅れると、国民健康保険税をまとめて納めなければならなくなる場合があります。

## ◎固定資産税



毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有する方がその資産価値に応じ、資産の所在する市町村に納める税です。

### ◎各種届け出のお願い

次のようなときは、必ず届け出または申告をしてください。  
 ■建物を新築したときまたは、取り壊したとき  
 ■増築や一部滅失など建物の床面積が変わったとき  
 ■災害で建物や土地に被害を受けたとき  
 ■土地の利用状況を変更したとき  
 ■所有者が死亡したとき  
 ■市外の所有者が転居したとき  
 ■未登記建物の名義を変更するとき

### ◎償却資産申告のお知らせ

事業用の償却資産(遊休・稼働を含む)については、毎年一回申告する義務があります。申告に必要な書類は、12月末日までに郵送しますが、届かない場合はお問い合わせください。  
**なお、申告期限は平成22年2月1日(月)です。**

## ◎市民税



毎年1月1日現在で本市に住所を有する方に課税されます。市民税が課税される方や、国民健康保険に加入している方は、法律により所得などの申告が義務付けられています(ただし、給与所得のみで会社などから給与支払報告書が提出される方を除きます)。

除きます)。

市では、提出された申告書や給与支払報告書に基づき、市民税や国民健康保険税を計算します。申告書を提出しない場合、各種の所得控除や国民健康保険税の軽減措置が受けられないことがあるほか、児童手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明も受けられなくなります。

## ◎軽自動車税



毎年、4月1日現在の所有者または、使用者に課税されます。原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・小型二輪が対象になります。

### ◎名義変更・廃車の手続きはお早めに!

軽自動車などを他人に譲つたら名義変更、使用しなくなったら廃車の手続きが必要になります。手続きするまで、毎年課税されますので、ご注意ください。

### ◎廃車等の手続き先は...

〔125cc以下の原動機付自転車および小型特殊自動車〕  
 ・本庁税務課または各支所市民生活課(下記問合先)へ

### 〔125ccを超える二輪車および軽自動車〕

・県軽自動車協会へ  
 ☎099(261)4011

## ◎大切な納税



### ◎市税を滞納すると...

納期限までに納税しないと、督促状を送付し、さらに、催告書や電話などで納税をお願いしています。

滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めていただく必要があります。

### ◎滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納付した方との公平を保つために、やむを得ず、滞納している方の財産を差し押さえ、これらの財産を公売するなどの滞納処分を実施します。

### ◎納期限内納付を!

市税を滞納することは、納税者にとって不利益となることはもちろん、本市にとっても、滞納整理などに費用が掛かります。納付された貴重な税収を有効に使うためにも、納期限内での納付をお願いします。

＊平成22年4月から市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税をコンビニエンスストアで納付できるよう準備を進めています。

### ◎納税は口座振替で!

#### ■安心(納期を忘れても安心)

■安全(現金の取り扱いがなく、安全)

■便利(お忙しい方、ご不在がちな方に特に便利)

口座振替は金融機関の窓口で受け付けていますので、手続きの際には、納付書・預金通帳・通帳の届け出印をお持ちください。

＊市税の口座振替(口座引き落とし)については、**毎回必ず通帳をご確認ください。**

### ◎納税のご相談はお気軽に

本庁2階収納対策課および各支所市民生活課では、各市民税の納付相談を受けています。

事情があつて、納税が困難になった場合や、分割納付などについて知りたい場合は、窓口や電話でお気軽にご相談ください。

## ◎固定資産現況調査事業について



### ◎二次調査

平成18年度から平成20年度までに実施しました一次調査(外観調査)の際に家屋の平面図や課税台帳と一致しない家屋(増築や未評価・滅失など)で、さらに詳しい調査が必要な場合に実施します。

なお、調査には職員が伺い、

## ◎窓口のサービスなど



### ◎証明書の発行

住基カードをお持ちの方は、本庁・支所・中央公民館に設置してある自動交付機で平成21年度および平成20年度の所得証明書を取得できます。

この場合の手数料は、150円になります(窓口交付の場合は200円)。

本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーで、次の証明書を発行しています。

▼所得証明書・課税証明書(市県民税)・納税証明書・土地証明書・営業証明書

### 200円

▼軽自動車税納税証明書(車検用)・国民健康保険税・固定資産税納付証明書(申告用) 無料

\*印鑑(スタンプ印を除く、以下同じ)が必要です。また、代理の方が申請するときは、代理人(窓口に来る方)の印鑑

と申請者本人の印鑑または委任状が必要です。

### ◎昼休み窓口業務

正午から午後1時の間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

なお、収納業務は本庁2階収納対策課および各支所市民生活課税務グループおよび地域振興グループのみの取り扱いです。

そのほか、ご質問・ご意見などがありましたら、左記までお問い合わせください。

## ◎問合先



### 〔市民税・国民健康保険税〕

▼本庁税務課市民税グループ (内線2231)

〔固定資産税〕

▼本庁税務課土地グループ (内線2241)

▼本庁税務課家屋グループ (内線2251)

### 〔軽自動車税〕

▼本庁税務課税制グループ (内線2221)

### 〔税の収納関係〕

▼本庁収納対策課 (内線2421・2431)

### 〔支所管内における税〕

▼各支所市民生活課税務グループおよび地域振興グループ